

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成28年1月26日（火）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 近 藤 宏 子（横浜地方裁判所第5刑事部部総括判事）

裁判官 馬 場 嘉 郎（横浜地方裁判所第5刑事部判事）

検察官 石 原 香 代（横浜地方検察庁検事）

弁護士 傳 田 真梨絵（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 30代 女性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 30代 女性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 女性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 男性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは意見交換会を開始させていただきます。

まず、若干の自己紹介をさせていただきますが、私は一昨年の12月に横浜に着任をいたしまして、ほぼ丸一年が経過したところであります。裁判員裁判が始まりましてから、ことしの5月で7年が経とうとしているわけですが、私自身はここ横浜、東京、名古屋と3か所で裁判員裁判を経験してまいりました。

毎回初めてお目にかかる裁判員の方々と御一緒に事件を担当するわけですが、いつも裁判員の方々が本当に熱心に、また誠実に仕事をしていただく姿を見て、心からの敬意と感謝の気持ちを抱いております。

本日の意見交換会は、それぞれ皆様御経験された事件が違うのですけれども、その中で感じられた御感想を率直に言っていただいて、今後の裁判員裁判をよりよい

ものとさせていただきたいと思っております。どうぞ辛口の見解も全く御遠慮なく、本当の意味で叱咤していただければと思いますので、どうぞ御自由に御発言いただくようお願いいたします。

それでは、御出席の方々からも一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。まず、横浜地方検察庁の石原検事のほうからお願いいたします。

(検察官)

横浜地検の検事の石原と申します。よろしく申し上げます。私自身は横浜地検のほうでは一昨年の4月から働いておりまして、およそ2年近くこちらで公判担当ということで裁判員裁判を含めて事件を担当させていただいております。

裁判員裁判は全て事件が違うので一件一件いろいろ悩みながら証拠や検察官の主張が伝わるようになるべく努力はしているんですけども、やはりなかなか難しい問題がありまして、この種の意見交換会も何度か参加させていただいたんですが、やはり実際に裁判員として経験された方の御意見を伺える非常に貴重な機会なので、いつも参考にさせていただいて次につなげるというかたちで、ぜひ今日も有意義な時間を過ごしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(司会者)

それでは続きまして、弁護士会のほうから傳田弁護士、よろしく申し上げます。

(弁護士)

横浜弁護士会の刑事弁護センター運営委員会からまいりました弁護士の傳田真梨絵と申します。よろしく申し上げます。

私自身は弁護士をして3年目になります。まだ裁判員裁判の経験はないんですけども、日々裁判員裁判がいつ来てもいいように勉強している最中です。今日は裁判員御経験者の方々の御意見を伺って、自分の勉強にもさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

(司会者)

続いて裁判所の馬場裁判官、お願いいたします。

(裁判官)

横浜地裁の裁判官の馬場と申します。よろしくお願いいたします。

私、この4月に横浜にまいりまして、刑事部に所属して裁判員裁判をしたのが裁判員裁判の経験としては初めてということになります。今まで10か月ほど経とうとしているところですが、裁判員裁判の経験としては4件ほどで、まだまだというところがございますけれども、評議の中で裁判員の方々から、もう明日から裁判官としてやっていただけるんじゃないかと思うぐらいの鋭い御意見をたくさんいただくことがございまして、本当に刺激になっておるところでございます。

評議の中で聞く御意見のみならず、よりよい裁判員裁判を実現するために、わかりやすさ、あるいはその他の環境などの点から参考になる御意見を伺わせていただければと思いますので、本日はよろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは裁判員経験者の方々からも、一言ずつ自己紹介や、それから裁判員裁判を経験されての全般的な感想などを言っていただきたいと思います。

その前提としてということになりましょうか、それぞれの方がどのような事件を御担当になったのかということ、私のほうから簡単に説明させていただいた上でお話をいただければと思います。

まず番号順で1番の方ですが、1番の方が御担当になったのは、罪名は殺人事件で、元交際相手の女性に対してたびたび連絡を取るなどしていた被告人が、最終的にはホテルで首を絞め、はさみで顔面や頸部を突き刺して殺害してしまったという事件だと聞いております。争点としては殺意の有無と責任能力、これは弁護人が心神耗弱であるという主張をしていたもので、審理と評議の日数を合わせて6日間であったと伺っております。

それでは1番の方、全般的な御感想など、自由にお話いただいてもよろしいでしょうか。

(1番)

まさか自分が裁判員をやるというふうには思っていなくて、裁判員制度というものがあることは知っていたんですけども、どこかで他人事というか、自分とは関係ないものだと思っていて、本当に周りにも全然そういう方もいなかったのので、去年裁判員に選出される可能性がありますという封筒が来たときも、それが来てもなお、全然自分に本当に来ると思っていなかったのので、6週間前に、もしかしたら当たる可能性がありますというのが来たときに、何のことか一瞬わからなくて。

そうなったときにめったにできる機会でもないなということと、ちょっと仕事に行き詰まっている時期で、仕事を休めるんじゃないかという気持ちもありまして、選ばれたらいいなという気持ちで行ったんですけども、そこで割と多くの方が来ていた中で8名選ばれ、いいのかなというところで選ばれて、選ばれたからにはいろんな経験をしたいなということで来たんですけど。

殺人事件ということで、普段周りでそういうことが起きることがまずないという状態で、審理が始まって被告人とかが目の前にいてもちょっと他人事というか、全然自分の世界の話じゃないような感じで、何をどういうふうに考えていいのかすらもわからないようだったんですけど。

その中で、裁判官からは全部一から、わからないことを全部説明していただいて、もっとかしこまった中で全部評議なんかも行われていくと思っていたんですけど、雑談とかもできるような環境の中で本当に自分が思ったことを話せるような環境で審理を進めていけるというのは、やってみないと本当にわからなかったことで、最初にやっぱり裁判所から何かが来るというのはすごくかしこまったことだと構えてしまうので、そういう状況があるというのは、本当にやっぱりやらないとわからなかったことだったので。

いろんな人が来て、いろんな職種のいろんな年代の方が来て、同じことを同じように話し合ってもいろんな観点からの話し合いが行われていて、やっぱり一つの職種にいと、いろんな人がいたとしても同じ考えに固まっていつたりしてしまうのが、こういう職種の人はこういう考え方をするんだとか、そういったことが経験で

きて、私はすごく視野が広がった経験だったというか。

事件の内容に関してはすごく残忍な事件だったんですけども、またこういったことに関してもすごく興味が出てきて、こういったことが本当に世の中で行われていて、こういうことを行って、その人たちがどうなっていくのかと考えたこともなく、そういう事件がありますとテレビで見てそれで終わりになってしまっていたところが、どういったことが罪になるのかということにすごく興味が出て、私はそれから傍聴なども何回か行かせていただくようになって、裁判というものの自体にすごく興味が湧いたので、本当にいい経験をさせていただいたと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは2番の方にお話を伺いたいと思います。御担当された事件は罪名が傷害致死ということで、路上でつかみ合いのもめ事を起こしていた被害者というのがいて、一旦は被告人が被害者に注意をした。しかしその後も被害者は連れの女性を蹴ったというようなことがあって、それを見て被告人は正義感からですか、怒鳴りつけたところ、被害者のほうから逆に胸ぐらをつかまれたりしたことなどから、顔面を殴って転倒させて、結局その翌日に死亡させてしまったという事案です。争点は正当防衛又は誤想防衛の成否だったと伺っています。期間は全部で、審理と評議で8日間だったと伺っております。

では2番の方、御感想等お願いいたします。

(2番)

案件としては御紹介いただいたとおり、本人は義勇心から、通りがかりの痴話げんかの仲裁に入ろうとしたところ、ちょっと過剰に攻撃を加えてしまって、倒れて亡くなってしまったと、ある意味でとても不幸な案件だったという印象を持っています。

私自身は、実は会社で民事関係の裁判とかをよく担当してしまして、法律に関しては一般民事に関してはいろいろ過去何年か勉強しておりますし、学生時代から数

えたら20年以上、こういう法律の世界にかかわった仕事をしているんですけども、実際会社に入ると刑事というのはほとんど案件がないんです。一度だけ社員が車の事故を起こしたというケースがあったんですけども、会社には関係のない事故ですので、やはり会社として刑事事件に巻き込まれることは、とてもまれなことでした。

今回こういうかたちで、1年ほど前になるんですけども、裁判員に本当にたまに選出されまして、まさかというのは多分皆さんと一緒にだと思います。そういう中で、私が一番今回の審理の過程とかの中で感じたのは、やはり裁判官の方がとても真剣に問題に向き合っている姿ですね。議論をねじ曲げることなく、きちんと争点に導いていただいていたんじゃないかという印象を受けて、日々の自分の仕事の仕方にも影響がありました。

あともう一つ、やっぱりとても大きいのが裁判官席に座れたことです。今まで傍聴席から見るということはあっても、被告の席だとか、原告とか、そういう席に実際に自分が座るということもありませんし、そういう裁判に当事者としてかかわったとしても、客観的に見るということは今までなかったんですけども、裁判官の方と法壇と一緒に座って、検察官と弁護人の両方が主張されているのを、上からという言い方は悪いですが、客観的に見て判断するというのは、とてもありがたいというか、起こりにくい経験だったです。本当に自分の中の印象として強いものがありました。

かつ、申しわけないんですが、上から見ているという立場なものですから、何でもここをこういうふうに主張しないんだらうとか、何でもここをこういうふうに弁護しないんだらうというのが、上から見るとなぜかとてもよく見えるんです。私の場合は余りしゃべりすぎないようにというか、裁判官の方からも、どちらかに有利になるような発言はしてはいけないという話を最初に伺っていたので、余計な誘導はしちゃいけないという前提で、ただやっぱりどうしても自分がこの問題に向き合う上で聞きたいことを聞くと、ちょっとヒントになったりしないのかなとか、そういう

気持ちがあったのをとてもよく覚えています。

裁判員になった経験はいろんな人に実は話してまして、周りにはやはり同じような経験をした人がいないんですね。話を聞きたがる方は意外と多いです。ですので、参加率が低いという印象はなかったんですけども、皆さんに経験していただく価値がある2週間じゃないかなとは思っています。

改めて刑法を勉強したりとかそういうことは一切ないんですけど、そこまでの興味は自分は持たなかったんですけども、横浜市内に拘置所があるので、そこでイベントが、拘置所の周辺でいろいろバザーなどがあって、今まで行ったことなかったんですけども、やはり自分が判断のお手伝いをした刑の執行が、実際にどういうところでやられているのかというのを見る機会がありまして、改めて刑事システムというんですか、裁判から拘置所までの一連の流れを見ていくと、社会の中に自分が少し貢献できたのかなという気持ちになりました。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは3番の方が御担当された事件を紹介させていただきたいんですが、罪名は住居侵入、強姦致傷ということで、路上で見かけた女性の後をつけて、その後その住居に侵入して暴力を振るって強姦し、けがを負わせたという事案だったというふうに伺っております。審理と評議は4日間であったと。この事件では、事実関係などに争いはなく、争点は量刑ということであったようです。

御感想など、3番の方からお願いできますか。

(3番)

ここに選ばれたときの感想としては、それまでは全く余りリアリティがなくて人ごとのようで、実家のほうに届いたんですね。実家のほうに届いて母親から連絡が来たのが、ちょうど1年ぐらい前ですか。たしか2月ぐらいだったと思うので。

9月の末ですね。実際に行かないといけないんだと言って来て、くじ引きが終わる瞬間まで人ごとのように、これだけいたら、俺は当たらねえだろうかと、すぐ帰

れるなというぐらいの感覚ではいたんですが、結果として、えっ、当たった、みたいなのところからでした。

やっている最中の感想としては、一つはちょっとしんどかったというのが正直あって、悪いことをしたのは悪いことをしたでそれは事実なんですけど、その人の人生を左右するというのを、人が人を裁くというのがあって、そのところの判断ですか。今回は量刑だけだったので、どちらかというと社会復帰とかを考えるのとか、あと御両親が結構大変だったので、その人々がまた出所後に会えるのかとか、そんなことも考え判断したということで、何か日々、終わったときにでも誰にも話せないというその状態、そこだけはちょっとつらかった記憶があります。

裁判官の方、裁判所の方とか、事務の方も結構いろいろやっていただいて、裁判官の方は、わからないことをいかに平易な言葉でというところが何となく示されていたというのと同時に、そのためだけにこれだけ3名の方を拘束し続けて、何日間というのは本当に効率的なのかなという制度的なところはある反面、やっぱりゆっくり時間をかけてという必要性はあるという、そのジレンマはありました。

裁判そのものとはいうと、だんだんこういうところでもパワーポイントを使うんだという、プレゼンのスキルをすごく求められつつあるのかなと。検察官の方はプレゼンテーションのシートを使ってやられていたもので、なるほどと、わかりやすく書かれている反面、弁護人の方がテキストでだーっと書かれているので、やっぱり頭に入ってくるという意味では、そこらへんの心証の差というのは若干あって。

こういう場でもそういうところで差が出るというのと、だんだんみんなプレゼンがうまくなって、だんだん劇場化していくなと思って、それがいいのか悪いのかちょっとわからないんですけど。それで刑の期間のほうが決まってしまうというのは、プレゼンの質、証拠資料とかそういうものが省かれていたという感想があったので、結果として、ちょっとそういうところで手短に終わって、ピンポイントだけでいくと、だんだん重要なところが抜け落ちてしまうという気もしますけれども。

終わってからまた現実の日々に戻ってしまったので、なかなか振り返りは正直な

くて、とはいってもやった経験というのは、例えば自分の世界観とは異なる世界観で、非常に勉強になったと。

(司会者)

どうもありがとうございます。

それでは4番の方が御担当された事件なんですけれども、罪名は邸宅侵入、強制わいせつ致傷ということで、これも駅で見かけた女性の後をつけて、まずは住居を突き止め、それから後日いろいろ道具等を準備した上で、一旦は自宅に押し入ろうとしたけれども、被害者が逃げたため、マンションの通路上で暴行脅迫を加えたけれども、最後やはり抵抗されたためにわいせつについては未遂に終わり、けがを負わせたという事案であったと伺っております。審理と評議で4日間で、この事件についても事実関係については争いがなくて、争点は量刑だったということです。

それでは4番の方、御感想など教えていただけますでしょうか。

(4番)

私も皆さんと一緒に、最初封書が届いたときに、何かの詐欺にかかったのかと思ったぐらい、思い当たるところはなかったので、まさか私に来るとは思ってなくてびっくりしていました。封書の中を見たら、またさらにそこから、選ばれる可能性があるというかたちだったので、とりあえず置いといてというかたちで。本当に来てくださいと呼び出し状が来たときに、ちゃんと読もうと。最初に届いていたやつを熟読してきたんですけれども。

もともとサスペンスが好きだったので興味はあったんですけど、なかなか当たることがないというか、選ばれることがないということだったのですが、行ってみたらたくさんの方がいらっしゃって、当たるのかしら、当たらないのかしらという感じで待っていたんですけども、当たるのはすごく難しいという話を、当たった方たちがお話ししていて、すごくラッキーだったなと思って、興味もあったので、ちょっとわくわくしながらというとおかしいんですけど、参加させていただいたんですけど。

まず、全くもって知識がなかったのも、私の勝手な思い込みみたいなので、争うところが裁判所という風に思っていたので、争いなしで量刑のみということで、何を私は判断すればいいのか、無罪か有罪か、何を見たらいいのかというのはちょっと最初わからなかったんですけども。

裁判が始まってみたら、ちゃんと検察官の方も弁護人の方もわかりやすく紙を用意してくださって、これを見てくださいということで示していただいたので、そういう観点で見られたんですけども、実際量刑のところになったときに、どれぐらいというのは決めにくいというか、実際検察官の方は4年と言って、弁護人の方は3年と言って、その開きは何なんだろうと。法律を専門にやっている方たちが出した量刑の開きを、我々がどうやって見たらいいのかというか、何を判断基準にすればというのがすごくわからなくて。

結局のところは、この事件ではこうですという判例みたいのを見せていただいて、じゃあこれぐらいなのかなという気持ちが私の中では起こってしまったので、判例を見ないで、4年と3年のところを、私は逆に検察官の方と弁護人の方からいっぱい質問して聞いたかったなというところはあったんですけど、最後質問する機会がないんですね。求刑のときまで。すごくもやもやしたというか。これを決めるのはどうなのかしらというのはすごくありました。

やっぱり全体的に通してみても、すごくやってよかったなという感想なんですけれども、でも人の人生を左右するようなことを、数分前まで主婦をやっていた私が入って、切り替えるのがすごく難しくて、家に帰ってからも寝る前とか1時間ぐらい考えてしまって、うちは4日間で済んだんですけど、1か月かかっているところもあるとかと聞くと、すごく負担は大きいなと。ほんと4日間でもすごくいっぱい考えたので、すごく疲れは残ったような感じがしますけど。

でもテレビの世界とか新聞の世界で、これに対してこの求刑なのという感じの野次馬的な見方しかしていなかったところが、皆さんが審理を尽くして、たくさんの時間を使って意見を出して決めて出たことだということが、すごく今回わかったの

で、見方も変わったし、すごくよかったと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは5番の方が御経験された事案なのですが、罪名が傷害致死で、内妻に対して、内妻が被告人に隠れて前の夫に送金していた事実などその他也告げられたことなどから逆上して、バットで体を多数回殴り全身打撲で死亡させたという事案で、そのほかに覚醒剤使用もあわせて審理されたと伺っております。審理、評議は合わせて9日間、争点については責任能力に争いがある、弁護人は、心神耗弱の主張をされていたと聞いております。

御感想などお願いします。

(5番)

私も7月の下旬に3週間にわたって9日間の審議をいたしました。結構最初に届いたパンフレットでは1週間以内のものが多く書いてあったので、最初呼び出しがかかったときには、これは結構長い事案なんだなと思ったんですが、やっぱり案の定お勤めされている方なんかは、9日間の拘束というのは結構大変でいらっしゃるようで、辞退者がとても多かったようです。

たまたま呼び出しが7月に来たときに、その当日が台風か何かで、実際番号はもう少しあったはずなのにいらした方がそれより少ない、これは意外と当たるのかなと。私などは結構ぎりぎりに着きましたものですから、それでも番号が割と若いほうが多かったみたいで、これはもう来ないと、最後のほうなので思っていたら、ふと飛んで入ってしまって、ええっみたいな感じで。

たまたま偶然なのかもしれませんが、裁判員6人が男性・女性3人ずつ。補充裁判員も3名入って、それは男性二人、女性一人で、その補充の一人の方は最初1週間ぐらいだけで、そこでもう解任というんでしょうか、お役ご免になられて、最後まで8人のチームでした。そこに裁判官が3名入られて、トータルで11名のチームということで。裁判長の方が、最初にこれでベストなチームワークでやりました。

と思いますとおっしゃって、その名のとおり本当にどなたも欠けることなく、9日間遅刻も欠席もなく審議を終えることができました。

さっき御紹介がありましたように、傷害致死なんですが、まさに当初はDVですかね、DVと覚醒剤ということで、普段ニュースで聞いていても余り身近でそういう話がなかったものですから、いろんな方からいろんな話を聞きつつ実際審議に臨んだんですけど。

さっき3番の方もおっしゃっていたんですが、検察の資料は本当によくできていて、それに対して弁護人の方、ちょっと高齢の方だったせいもあるのかもしれないんですけど。それでお声が小さくて余りよく聞き取れない。資料も今ひとつ、余りしっくり来ない資料で、どう見ても検察のほうレベルが高いなというのが、裁判員みんなの一致した意見でした。

ちょうどそのとき、ちょっと話がずれるんですが、高校野球の神奈川県大会の決勝に近いことで、横浜スタジアムで連日のように試合がありまして、最後決勝などはほとんど満席なんですね。法廷と評議室の間を行ったり来たりする間ちょうどハマスタが見えるので、その満員のときに、大体裁判員になるというのは、あの満員のスタジアムの中で3人だという、そういうようなたとえをしてくださって、なるほどと思って、そのぐらい裁判員になるというのは珍しいことなんだと実感しました。

実際の内容につきましては、さっき傍聴していらっしゃる方がいらっしゃいましたけど、傍聴席が結構被害者の仲間というか、覚醒剤も絡んでいるのでその筋の人というか、割と騒ぐ人がいたりして、意外とそういうのでディスターブされるような感じのときもありまして、最初のころはそんなに多くなかったんですが、だんだん終盤になるに従って傍聴人もふえて、ほとんど満席になって、結構そういうので、割とこっちも冷静になれないというか、結構圧迫感があるというか、そういったことも感じました。もちろん距離はありますし、間に何人も警備の方とかいらっしゃるので、そういう心配はないんでしょうけど、意外とああいう空気というのは圧迫

されるものだなといったこともあります。

ただ、裁判長初め裁判官の方は、本当に終始上手にリードしてくださいましたので、私たちも落ち着いて評議を進めることができたと思います。あと評決のときに、ああいうパワーポイントで、こういう事案の場合にはこの程度というのを見せられて。最初にもう結果ありきに近いのかなみたいなところは、何となく裁判員の皆さんが感じたところではないかと思います。

終わってみて、皆さんがやっぱりニュースなどで、これまでは聞き流していた裁判員裁判というワードが、物すごく耳に飛び込んでくるようになりまして、家事をしながらテレビをつけていてニュースをやっている、裁判員裁判というワードがあると思わず見てしまっただけで、これはどういう過程を通過してこういうことになったんだろうということを考えて、それはやっぱり自分で体験してみてもすごく自分自身が変わったところではないかと思っています。

本当にいい経験をさせていただいたと思っています。友達などにも、来たらぜひ断らずにやってと言っているんですけど、ありがとうございました。

(司会者)

どうもありがとうございます。

それでは6番の方ですけれども、罪名が傷害致死で、簡易宿泊所の管理人であった被告人が、そこにいる知人との面会を求めて訪ねてきた被害者の方、前からいろいろトラブルなどもあったようでしたけれども、その方と口論となって、被害者から怒鳴られたことなどに立腹をして、自転車の空気入れで1回殴打をしたところ、転倒するなどして亡くなられてしまったという事案であったというふうに伺っております。争点としては事実関係に争いがなく、量刑が問題となったということのようですが、どうぞ、御感想などお聞かせください。

(6番)

私の場合は、最初に最高裁判所からの封書が来たとき、あ、これはやったと思ったんです。それ以前から興味はあったんですけど、まさか自分になるとは思わなかつ

たので、当たったときは、ぜひともという気持ちになりました。それから何か月かしばらく時間がたつに従って、もう来ないんだなという気持ちになっていたんですけれども、それがまた通知が来まして、いよいよ来るなと思いながら、自分の気持ちの中では心の準備をし始めたところで、それで選任手続の日を迎えました。

ちょうど当日32名ぐらいでしたか、人数を数えていたものですから、このぐらいいなだと思いながら、ここから6人プラス2名で8人選ばれるんだ、これは私には当たらないなという気持ちの中で時間が過ぎていったんですけど、ちょうど私の隣に同じぐらいの年格好の主婦の方がいらしたんですけど、終始落ち着かないで手が震えたりしていて、人によって裁判員に指名されて、気持ちの持ち方が全然違うというのをそこで感じました。

その中で私の番号が書かれましたので、その後残って、残るといきなり起訴内容を説明していただいて、殺人事件かと。そのときまでやりたいと思っていた割には何をやるのかというのは全く知識がなかったものですから、詐欺事件か窃盗か何か、簡単なものかなぐらいの知識しかなかったんですね。それで、いざ殺人ということで、実際その日から自分自身の中で葛藤があったんですけど。

それで裁判の当日を迎えまして、被告人と被害者が、大体私の年格好と同じなんですね。いざ公判が始まりますと、感情移入していつちゃうんですね、どうしても。私ぐらいの年になると、気がちょっと短くなって、何かに対して非常に怒りっぽくなる。犯人がそういう行動を取る怒りっぽさもわかるような気がするんですけど、なおかつ被害者の気持ちまでわかるような気がして、感情移入が激しく、揺れ動いたのを記憶しております。

その中で、やっぱり傷害致死とはいえ人を殺しているんだというのは頭の中でありましたものですから、やっぱりそれは死刑でしょうというのは自分の気持ちの中であつたんですね。評議が始まった第一声も、実は失礼だと思ったんですけど、人を殺した人は死刑になるんじゃないんですかという聞き方をしたんですけど、それからいろいろな説明を受けて、統計の内容も見せていただいたりしていくうちに、

気持ち的にはだんだん知識も深まると同時に、量刑はどんなものなのか、被告人のこともどうなっていくのかと考えていったんですけれども。

いまだに少し頭の中に残っているのは、統計的でいうとこのぐらいの事案であればこのぐらいですよというのは、やはり裁判官の方から説明していただいたんですけど、同じような事案で余りにも過去の事案と不公平さが広がる、不公平になるから、それは考え方としてはどうかというような意見をいただいたんですけど。

ある犯罪とある犯罪の犯罪者、あるいは被告人、犯人にとっての不公平とは何なのかと、その日一日考えたことがあるんですけど、どうも普通の生活を営んでいて、普通の方が世情の中で公平、不公平というのはわかるんですけども、私の理解の中ではAという犯罪とBという犯罪の不公平さというのは何なのかというのが、ちょっとぴんと来なくて、いまだにぴんと来ないんですけれども、量刑の考え方についての参考資料に、非常に疑問を持ったように記憶しています。

なおかつ、非常に人間的なアナログチックといいますか、もっとそれだけではなくて、点数式ではないですけど、人が死んだということに対してどれほどの内容なのかと、何かロジカルに判断できるものがプラスされないかなと、非常にいまだにそれは思っているところで、そういうわだかまりが頭にあるものですから、今回もちょっと意見交換会があれば出て、少し言わせてもらえればと思って出てきました。

あと裁判員になってから、私は自治会の会長をやっているものですから、自治会の町内会の人たちには差し障りのない程度で逐一説明して、皆さんびっくりして、全く裁判ですとか法廷だとかという言葉すら、日常では出てこない内容なので、一様に興味深く聞いていただいていたいました。ただ、指名されたらやるやらない、出る出ないに関して、大体半々ぐらいの意見で、うちの自治会でも女性陣はやっぱり余り行きたくないという意見は多かったと記憶しています。

(司会者)

皆様ありがとうございます。

では、今度は審理の手の流れに沿って、具体的に検察官、あるいは弁護人の訴

訟活動がわかりやすかったか、わかりにくかったかというような観点からの御意見をいただきたいと思います。

最初に、冒頭陳述といって、先ほど御感想を言っていた際にも的確にいろいろ御指摘いただいておりますが、冒頭陳述は証拠調べに入る前に、この事件の争点ですとか、これから証拠調べで何に注目してその証拠の内容を聞いてほしいか、見てほしいかということを検察官、弁護人がそれぞれ説明していただくというものでした。

皆様御自身が聞かれた冒頭陳述を、お手元の冒頭陳述メモなどから見ていただいて、思い起こしていただけますでしょうか。そして、検察官、弁護人の行った冒頭陳述というものが、今言ったような、これから行う証拠調べの説明として、争点をきちんと把握していただくものとして、よくできていたものかどうかというようなことで御感想を言っていっていただきたいと思うのですけれども、まずどうでしょうか。自分の事件の冒頭陳述について今のような質問を受けた場合、言っておきたいことがあるという方がおられたら、ちょっと合図して教えていただけますか。

先ほど少し3番の方、冒頭陳述なども含めてパワーポイントを使った書面になるか、テキストでの書面かというようなところで、わかりやすさ、わかりにくさが違うというようなことをおっしゃっていたんですかね。改めて、今、冒頭陳述書面と見ていただいてどのような、先ほどの点、敷衍しておっしゃっていただけますでしょうか。

(3番)

上からずらずらと書くと、確かにそのとおりではあるんですけど、後でそれがどう関係したのかというのが、やっぱり頭にはずっと入ってこないもので、こなれている人だったら、まあまあポイントポイントでこれだというのはわかるかもしれませんが、ちょっと素人が入っていると、図式や図を用いたほうがいろいろわかりやすいというのはありました。

(司会者)

パワーポイントの矢印等でワードを囲って大きく、そういう図式化したような検察官の冒頭陳述というものがわかりやすかったというようなことでしょうか。

ほかの方もどうですか。御自身のお聞きになった冒頭陳述について、この点がわかりにくかったとか、この点が良かったというような御感想を言っていただけますか。

1 番の方、お願いします。

(1 番)

検察官の方のは本当に読みやすく、伝えたいことがすごく簡潔に書いてあるので、多分ぱっと見て何を伝えたいのかというのがすごくわかりやすかったんですけど、こういうことが初めての人は争点が何かと、まず争点をどうするか。よくわからない部分はいっぱいあるんですけど、争点が何かというのはわかっていても、殺意の有無があるかないかをどういうふうに考えればいいのかということがわからないんですけど、検察官は殺意の有無というのは、こことここととポイントを絞って、これで殺意の有無があるかどうかを考えましたと書いていただいたので、これが殺意の有無があるかないかを考える上でのポイントかと思えたんですけど。

あと弁護人の方、私も弁護人の方の話で、こういったものですとかの話で納得できる部分が余り足りなかった部分があって、この弁論メモとかを見ていても、伝えたいことが全部まとまっていなかったり、同じことが2回出てきたり、逆に言うと一つの中に、弁論をしているのにそれを打ち消すことを書いてきてしまったりとか、何かちょっとぐちゃぐちゃになっているというか、ポイントがすごくわかりづらかったなというのがあるんですね。だから何かちょっと弁護人側の意見というのが、自分の中で腑に落ちないし、これとこれはちょっとおかしいねということになったりという。

検察官のほうは、全然疑う余地もないというか、こうこうこうでこういことなんだなというのがわかりやすかったなと、ポイントを絞ってもらえたというところがすごくわかりやすかったです。

(司会者)

ポイントを絞るというところでわかりやすさが出ていたというようなお話でしたでしょうかね。

ほかにいかがですか。2番の方、お願いいたします。

(2番)

私もまさにその通りだと思うんですけども、個人的に、私の場合はどちらかというと多分皆さんよりは、こういう関係に近いところを経験している関係だと思うんですけども、むしろ検察のパワーポイントというのは、余りにも問題を簡略化しすぎていて、悪い意味じゃないんです。いいことだとは思うんですけども、ちょっと余りにも本当の問題を、起こった問題を余りにも省略してしまうと、我々が公平に判断をしなければいけないにもかかわらず、断片的な知識で思い込みを与えてしまうような印象がすごくあって、私も最初見たとき、何で検察はこんなに時間をかけて準備しているのに、弁護人のほうは、私のときも書類であったんですが。

(司会者)

テキストの文章のような感じで。

(2番)

文章で箇条書きにしてあったんですね。ただ、裁判が進行していく中で、やっぱりそんなに問題は単純じゃないでしょうと、別にそんなことは弁護人は言わなかったんですけども、やっぱり証人の方の話を聞いたりとか、資料をいろいろ見せていただいたりする中で、そんなに物事は単純じゃない、パワーポイントで、ここがポイントだと何度も何度も同じことを検察の方は主張していたんですけど、そんなはずじゃないんじゃないのという意見も出まして、これはどこに時間をかけるのかというかけ方の違いなのかなという印象も、ちょっと僕は個人的には思っています。

だから、こんなことに時間をかけていいのかとかいうか、先ほども何人かがおっしゃっていますが、量刑のところ、量刑はすごく僕にとっては難しくて、前の方との比較とか、こんなやり方でいいのかなというのだったりで、もうちょっとそっちの

ほうに時間をかけられるようにとか，そういう時間のかけ方，やっぱりどうしてもこういう裁判というのは時間との勝負のところがあると思うので，そういう工夫はもうちょっとしたほうがいいんじゃないのかなという印象があります。

ちょっと言葉は悪いんですけど，見てくれだけで中身が，自分の言いたいことだけ言っているという印象ですね。何か本当に刑事事件の人を裁くということに関しての，真剣なんですけど，みんな，真剣なんだけれども，やっぱりもっと知っておかなきゃいけない，人を裁くことに関して知っておかなきゃいけない部分というのも盛り込むべきじゃないかなと。

そっちに時間をかけると，どうしてもこんなパワーポイントを使って，僕は年齢的に余りパワーポイントを使わないので，余りきれいにやるとどのぐらい時間をかけてやるのかわからないですけれども，むしろこのぐらい，どうしてもいろいろ考えていくと，箇条書きで自分のやらなきゃいけないこととかを整理するぐらいしか時間がなかったのかなと，ちょっと準備不足というのを感じる反面，やむを得ないかなというところも感じたので，ちょっとそれだけ。

（司会者）

冒頭陳述というのは，これから証拠をじっくり見てもらうための，まずは案内図といえますか，そういうような機能なのですけれども，そういうものとして考えた場合でも，少し検察官のものは省略しすぎていたのではないかという印象ですか。

（2 番）

私がいろいろそういう裁判資料を読む機会が多いものですから，そういう立場では，初めてやられる方などはもちろんそのほうがいいかもしれないので，裁判員制度としてはそのほうが正しいのかもしれないですけれども，後でこんなこともあったのかというようなことが結構あって，だから何で検察はそれを主張しなかったんだろうという意見が議論の中で出たぐらいだったので，ちょっとまた広げてもいいのかなと。

（司会者）

ありがとうございます。ほかの方、どうでしょうか。冒頭陳述というところにまずは限ってお尋ねしたときに、証拠調べを大きく冒頭のものとして十分な機能を果たしていたでしょうか。何か御感想があれば。

6 番の方。

(6 番)

2 番の方とちょっと似たような感じになるかどうかあれなんですけど、冒頭陳述、最初は検察官、それは簡単明瞭で、おっしゃられたようにストレートにその内容が入ってきます。これはそういうふうになっているのかもしれないですけど、検察官の説明がストレートに入ってきた上での弁護人の冒頭陳述が始まるものですから、頭の中に少しできちゃうんですね、この内容が。だから、後から聞いてもあくまでもベースが検察官の冒頭陳述をもとに弁護側の冒頭陳述の話の内容を聞いているものですから、どうしても被害者側のやられたほうに傾いている。あくまでも、こんな悪いことをした人はやっぱり死刑だねというのが頭に入っちゃったりするものですから。

これはあり得ないことだと思うんですけども、弁護人側の冒頭陳述から始まったらどうなのかなという気もしたんですけど、結構中にすり込まれるのが余りにも強烈で、なおかつ裁判員になって初めて法廷に入って話を聞くものですから、初めて聞く話の中で、検察官から理路整然に竹を割ったような説明をされて、それは割とストレートに入ってきてしまう。その後での弁護人側の冒頭陳述ということで、判断基準がどうしても検察側の、自分が検察官みたいな感じで文字を追っていっちゃうという流れに自分ではなりませんでしたので、ほんとにこれで公平なのと、少し頭をよぎった覚えがあります。

(司会者)

6 番の方が御担当された事件は、事実認定には特に争いのない事案でしたので、事実経過等については特に食い違うようなところはなかったということによろしいんでしょうかね。

(6 番)

そうですね。評議の中でも、ときとして脱線しちゃうんですけど、脱線したのを軌道修正をかける意味で、今おっしゃったようなかたちで軌道修正されるんですけども、量刑の判断の中にも、判断するにおいてどうなのかというのが、我々の気持ちの中にあるんですね。どうしてもその中で、本当に公平に裁けるのかなというのがよぎるわけですね。

ややもすると、検察官の取り調べはほんとにどうだったのというところまで議論が始まったりするんですね。原因となったのは、殴打されたことが原因だけれども、殴打するに当たっての原因が、やられた人が怒鳴り込んだ背景が、実は簡易宿泊所の中に入っていた別の人にお金を貸して、それを催促するので執拗に来ていた人なんですね。

ところが、もう争点は量刑だけだということでそっちへ踏み込んじゃいけないんですけど、ほんとにこれでいいのかなという感じを持っていました。だけどそれについては取り調べも終わっているし、検察側もそれにのっとっての内容なのでということで量刑判断だけなんですけど、ちょっとそのへんで、揺れ動いたところがあったですね。

量刑判断というのは最初からわかるんですけど、ほんとに自分が裁判官になったつもりで皆さんやっていましたから、どうなのと、どうしても話がさかのぼっていったっちゃうんですね。それがちょっと印象的には心に残っていて、あれでいいのかなという気持ちはありました。

本当の原因があった人は証人にも出てこない、それでいいのかなと。ちょっとそのへんは心残りだったような記憶をしています。

(司会者)

本当の原因になった人と今おっしゃったのは、お金を借りていた人というか、そういう意味でいらっしゃいますか。

(6 番)

そうですね。そういうふうに捉えたんです。何人かの方はそう捉えていました。その方の話が何も聞けないで話が進んでいったものですから、いいのかなと思ったりしたんですけど。

(司会者)

ところで、その冒頭陳述についてですけれども、弁護士の方や検察官のほうから、何か直接今回いらっしゃっている方々に対して、冒頭陳述の場面でお尋ねになりたい御質問とかございますか。

(検察官)

もうかなり具体的なお話を聞かせていただきましたので、大丈夫です。

(司会者)

弁護士の方いかがですか、よろしいでしょうか。

(弁護士)

はい。

(司会者)

それでは、ちょっと次の場面のところでまたお話をお伺いしたいと思うのですが、冒頭陳述が終わりました後、証拠調べの手续に入ったと思います。証拠調べについては検察官が写真を画面に映してお見せになったり、あるいは図面があったり、凶器などの証拠物があったり、あるいは証人として来られた方のお話を直接聞いていただいたり、また被告人質問も行ったりということで、それなりの時間をかけて証拠調べをやっていたと思います。

皆様、その証拠調べ全体を通して、このような点がわかりやすかったとか、このような点でとまどったとかというような御感想をお持ちでいらっしゃれば、お聞かせいただきたいのですが、お願いできますか。

(1 番)

証拠調べのことを言いに来たと言っても過言ではないので、証拠調べについて私はここで話をしたかったんですけど。

(司会者)

お願いいたします。

(1 番)

この裁判員裁判は、きっと何も知識もない人にわかりやすく裁判を進めるためにはどうするかということを考えて、きっと証拠も最低限で提出されているんだとは思いますが、私は、さっき言いましたけれども傍聴が好きで傍聴によく行っているんですけど、そうするとちっちゃな万引とかでも甲号証、乙号証、30とか40とか出てくるじゃないですか。それが今回やっぱり、ここで来ると5個とか8個しか出てこない証拠。ということは、やっぱりその前に本当に必要なものを厳選して、この証拠さえあればこの検察官のもとにある最後の求刑にたどりつくということを考えて、混乱しないようにということとかも考えられながら証拠を提出しているんだとは思いますが、わからない裁判員がみんなで評議をするに当たって、ほんとはここはどういうことだったんだろうとか、全然出ていない証拠についてやっぱり話が及ぶわけです。

きっとでもそこはほんとは検察官は全部調べた上で、最後の求刑に至る上で必要ないと判断されたからそこには出ていないだけであって、調べてはいるんでしょうけど。例えば、裁判官というのは経験を積んでいて、法律の知識もすごくあって、裁判官はきっと最低限の証拠とかでそこで判断できるんだと思うんですけど、私たちの一般の感覚からいくと、それだけじゃやっぱり判断できなくて、もっといろんなところから納得いった上で量刑にたどり着かないと、本当にこれでよかったのかなと、あそこの本当の背景はどうだったんだろうとか、そういったところがすごく気になる部分があって、もうちょっと裁判の簡潔化とかわかりやすさというものを、普通の裁判員のいない裁判と、裁判員裁判は、傍聴していて全然違うなと感じることがすごくあるんですけども。

なので何かもうちょっと、必要ないかもしれないんですけど、やっぱりその考えを回っていろいろ推測したいなという思いが。私たちはすごくそのときの裁判で

一番みんなで話し合ったのは、やっぱり証拠が少ないと。でも裁判官に、これは何で調べていないんですかねと聞いたときに、きっとそれも調べていると思うけれども、ただ検察官が提出をしなかったというような話をされていて、例えば、裁判官の人たちがそこはでも今の話の中では必要ないのでということを考えておっしゃっていたんですけれども、私たちは、みんなもう一貫して、でもそこが知りたかったという思いがすごくあったので、何かもうちょっと、一般の意見を取り入れる裁判員制度として、必要ないかもしれないんですけどけれども、もうちょっと広く証拠みたいなものを提出していただけると、すごく自分たちの納得いく裁判になるなというのと。

あと、私の場合、最初にはさみで188か所刺し殺したという事件だったんですけど、そこのはさみが提出されるわけじゃないですか。そのときにやっぱり1回嫌だなと思うのは、血のついたものとかが来るんじゃないかというようなことを思っていたんですけど、結局来たものというのはきれいな普通のはさみで、使われたというだけの、しかもちゃんと袋に入っている、使われたけれども、これがぱっと見て、血がついてうわっとなるようなものではなかったんですね。そういうのをもし最初に言ってもらえると、そういうのを見たくないから裁判員になりたくないという人は結構多いと思うんですね。

証拠品として、血だまりのやつもトーンも落とされ映し出されていたんですけど、それって私、裁判員の席に行って初めてそういうふうにトーンが落とされていると知ったので、あと188か所指された死体の写真を見るものだと思って、ちょっと意気込んでというか、覚悟して行ったら絵で、188か所の絵が出ていたんですけど、確かに絵のほうがきっと写真よりもわかりやすいしいいんですけど、それもちょっと最初に言っておいていただけると、そんな心構え要らなかったなというところがすごくありました。

(司会者)

今のお話の前半のほうの、もっといろいろなことを証拠の中に含めてもらった上

で判断したかったという事柄なのですが、具体的にこのようなことが知りたかったというようなことは覚えていらっしゃるでしょうか。

(1 番)

本当にすごくいっぱい出たんですけど、被告人が犯行後に現行犯逮捕されて、殺した後に警察官が到着したときに電話をかけていたと。その相手に、「殺したよ、殺してやったよ」と言ったという場面があって、それを誰にかけていたのかなという話に私たちでなったんですけど、それが別に裁判官とかそこはそんなに重要じゃないから大丈夫だよというようなことは言っていたんですけど、でも誰にかけたかによっても、例えばそれがもともと誰にかけていて、その人から話を聞いているのかどうかというのも私たちからはわからない状況で、検察官の人は調べているとは思いますがという話で、それによっても、もしかしたら、今回殺意の有無の争点だったので、突発的なのか、それとも計画的なのかというところで、それもまた変わってくるんじゃないのというような話とかもあったりしたんですよ。そういうのが何個かあって。

でも、結局最終的には量刑には確かに関係はないんですけども、話をしていく上で、関係はなかったねという話には最終的にはなっているんですけど、何かあったら、もうちょっと納得がいったなというところでした。

(司会者)

ありがとうございました。

ほかにもいろいろそういう御感想、証拠調べに関してですね、今いろいろな観点が出てきていまして、少し省きすぎではないかという点や、それから遺体ですとか、けがなどの衝撃を受けるような証拠物などがあるのではないかと覚悟していたところ、そうでもないのなら最初から言ってほしかったという、そういう観点の御指摘があったんですけども、ほかの方も何か、別のテーマでもどうぞ。

4 番の方。

(4 番)

簡潔にされているのはとてもスムーズに終えてよかったんじゃないか。やっぱり私もストーリー性というか、検察側はこういうふうに持っていきたいというような証拠ばかり出されていたような気は、お話を聞いていて思って、私たちの場合は邸宅侵入というのもついているので、全部それも証拠として、塀の周りの、マンションだったんですけども、ここにフェンスがあって、ここにもフェンスがあって、ここに防犯カメラがあって、ここはオートロックでとかいうところを、すごくいっぱい写真で紹介されて、ここから侵入してここに潜んでいてとか、その証拠写真は膨大だったんですね。

わかりやすかったんですけど、ちょっと多いなと思いましたけど、でも結局今考えてみると、それをちゃんと私たちに教えるための、裁判官の方も、その前に私たちが入る前に、すごく相談をした上で、わかりやすくするために簡潔化するために、ここは大事で、ここは大事じゃないみたいな精査というか、そういうのはされた上での裁判に臨みますというようなお話を受けたので、それをしすぎてちょっとストーリー化というか、証拠も減ったのかなという気はすごく思っていて、被告人は犯行に及ぶまでに持ってきたものが結構あったんですけど、ゴム手袋をした上に軍手とかというのはその写真とかもなく、用意した写真はなかったと思うんですけど、質問したぐらいで、どこで用意したんですかとか。

結局未遂だったから、そこはそんなに重要視されなかったのかわからないんですけど、一応ナイフも用意していて、だけど被害者を待っている間にどこかで落としてしまっていて、大分離れたところ、けがしたおうちの隣の酒屋さんに、何でこんなところというようにところにナイフが落ちていたんですけど、そういう情報は入るんですけど、落ちていた場所とかもわかるんですけど、何でというところは疑問が解消されないまま、でも被告人に聞いても、いつの間にか落ちていたので使いませんでしたとかそんな感じなので。

そんなふうにして、結局犯行に及んだんだけどうまくいかなかったということだけが結構前面には出ていたんですけど、私から言わせると、ガムテープも用意し

ているし、手袋も用意しているし、結構横浜駅から大分離れたところまで後を追って、毎日学校にわざわざ来て、2日前からその辺をうろうろしていたとかという話を聞くと、ええ、とか、ほんとにわいせつ目的だけなんですかと、私はそこまで、本当に初めてなんですかとか、そういうところをすごく突っ込んで聞いたかったんですけど、結局そこは論点じゃないから話せない。でもそこはもやもやしてしまっ

て。
証拠品の数も、邸宅侵入であるという証拠とか、決められたところでしか用意されていなかったふうな感じが、ストーリーがあるのかというような感じがして、そこから脱線してはいけないのかなみたいな気持ちはすごくあって、これは聞いちゃいけない質問なのかしらとかという感じで、もうここはそぎ落としたから聞かないでくださいみたいな感じの、私は捉え方をしてしまったというか、ここはもう蒸し返しちゃいけないことなんだなという感じで思いました。

(司会者)

確かに強制わいせつというかたちで起訴がされているときに、本当は強姦したかったんじゃないんですかとかいう質問は不適切と言わざるを得ないということで、裁判手続ですので限界はあるものだということは、きっと御説明は受けて納得されているところなのでしょうけれども、今お話に出てきているのは、全体にやはり自分が疑問を抱いたところをもっと解明できるような証拠があればいいのにと、そういうお気持ちですかね。

ほか何か、違うテーマとかも含めてどうですか。

(2 番)

やっぱりおっしゃったとおりで、最初の説明の中に、我々は与えられた証拠、両者が主張している主張の範囲の中で判断をしなきゃいけない、それが裁判員の役割ですという御説明を受けたので、私もすごくフラストレーションを感じていまして、例えば私の場合だと、ここからごく近所なんですね。だから歩いていけるぐらいのところだったので、本当に期間中早く終わったら行ってみたいと思うぐらい、自分

で見てみたいと思うぐらい、とにかく情報が断片的で、1回見れば何を言っているかがわかる、何でそこが重要なのかもわかるんだけど、余りにも断片的すぎてわからないというのがすごくあって、フラストレーションがたまったところでした。

それはだから、御説明は何となく理解できるし、裁判員制度という枠組みの中で考えれば当然のことではあるだろうと思うんですけど、ちょっと我々のようにこういう事件を扱っていない人間にとってみると、さっきの話、私の話に重なりますけれども、ポイントが絞られすぎで、ちょっと誘導されているような気になってしまいう印象はありました。

(司会者)

真剣かつ熱心に判断をされようとすればするほど、そういうフラストレーションも高まるのかなというところでは、非常によくわかるお話かとは思います。

そのほか、証拠調べについて、証人尋問などで専門家の証人の方が答えているとかいろいろあると思うんですが、5番の方はいかがですか。

(5番)

証人尋問のときに、さっきちょっと傍聴席のことを申し上げたんですが、証人に立った方に対して傍聴席からやじが飛んで、覚醒剤が絡んでいたものですから、証人に対しておまえがやってるんだろみたいな感じでやじが飛ぶと、こっちとしては、この証人は信頼できるんだろうかというような、ちょっとそういうようなことで動揺させられたりしたこともありまして。

(司会者)

それはよろしくないですね。その傍聴席はね。

(5番)

それから証拠品では、たまたま当初、始まったときには凶器が金属バットとなっていたんですが、始まってからそれが金属ではなくて合成樹脂ではないかというようなあれがありましたけど、途中で結局バットの材質が変わった経緯があったんですね。証拠品として、当初法廷のほうには出なかったんですけども、やっぱり現

物を見てみようじゃないかということになって、評議室のほうに裁判長が取り寄せてくださって、全員でそのバットを確認して、たまたまその裁判員の中に野球が趣味という方もいらしたりして、これは確かに今使っているようなそういうバットだみたいなそんなことで、証拠品を後から追加で取り寄せて、やっぱり現物を見るというのはすごく大事なことだったと思いました。

そのバットには、やはりちょっと古くなった血痕とかもついていたりして、結構なまなましいもの、もちろんビニール袋に入っていましたし、重さとかをみんなで確認して、この重さでたたいたら痛いだろうねみたいな話もして、やっぱりある程度見たいなと思った証拠品が見られるということは、大事じゃないかなとそのとき思いました。

(司会者)

恐らくその法廷での証拠調べのときも、そのバット自体は法廷で見えていますよね。

(5 番)

出しますか出しませんかというので、そのときは見なくていいという話だったんです。最初法廷では見なくてもいいということだったんですが、何か材質が変わったということで、後から取り寄せた。

(司会者)

多分一遍で法廷で調べたものを、その後評議のときにもう一度持ってきたということなんだろうとしかちょっと考え難いところはあるんですが、御記憶としてはおっしゃったような、法廷で見た記憶がないということですかね。

そのほか証拠調べに関して、こういう話題がというのはありますか。

(1 番)

これはすごくわかりやすかったなと思うのは、証人尋問のときなんですけど、証人尋問は普通の人が出てくるじゃないですか、それでしかも裁判所とかに連れてこられて緊張もして、そのとき1年半とか1年前とかの記憶を呼び起こして話さなきゃいけないから、混乱しているわけじゃないですか。やっぱり証人の方は。その両

方の多分記憶をたどったりとかいろいろ言っているときに、何を言いたいのか伝わらないときがあるんですけど、そこを裁判官が言いたいことをまとめて、こういうことですかねと証人の人とかに聞くと、そういうことだと、そこからすらすらと言葉が出てきたりとか、裁判官の進め方が、私はすごく感動したというかわかりやすかったというか。

この人は何を言いたいのかなと、やっぱりいろんな人がいるんで、被告人のしゃべっている意味が何も伝わらなかったり、言葉とかも普段使わない、自分たちがきくと使っているような専門用語というか、そういった言葉で言われると何もわからないんですね。でも、そこを裁判長がまとめて、それはどういったものですかとか、わからない言葉についてもわからないところをわかるように、証人尋問とか被告人質問に対してもまとめてくれて、この人はそういうことが言いたかったんだということがわかったのが、すごく感動したことです。

(司会者)

うまく質問をするなどして引き出したということでしょうか。

(1 番)

そうですね。わからない言葉に対しても、これはどういうことですかと、私たちが「それどういうことですか」とその場で言うことができないので、そこはすごくわかりやすかったです。

(司会者)

証拠調べについて、検察官や弁護人の立場から、何か確認しておきたいこと、質問しておきたいことはいかがですか。

(検察官)

証拠が足りないということの話を結構幾つかお聞きして、実際私たちは持っている証拠の、それは事件によりますけど、もう10分の1以下みたいなかたちには実際なっています。やっぱり取捨選択はすごく迷うんです。余計なものを出すと、あれ要らなかったねと後で言われ、やっぱりちょっと足りなかったなと思うところも

実際あったりして、そこは被告人に聞いたりして補充とか、そこはいつもほんとに悩むところなんですけど。

(司会者)

3番の方、何ですか。

(3番)

絶対的な時間の中でやっているからということですね。

(司会者)

先ほどの時間のかけ方の問題ということですか。

(検察官)

検察官の本音を言えば、全部見てもらいたい部分はあるんですが、なかなかそれだとわかりづらいということになってしまって、でもなかなかすばらしかったというかたちにはならないんだろうという、感想になっちゃいますけど。

(6番)

事実関係証明十分というのはあるんですけど、今も苦勞された部分のさわりのところでも、このところで説明してもらえたら、割と論告メモの説明の中で事実関係はもう十分できているということで話は行くんですけど、苦勞されて選択されたと思うんですね、今の話だと。その苦勞の何て言うんですか、さわりの部分が始まったときの評議の中では説明してもらえないんですね。これがわかるといいんですけどね。

事実関係の証明十分という部分が、要するに後は量刑の判断だけですよと言われたときに、事実関係の今言った証拠、証拠の話になっていますけど、証拠が取捨選択されて、例えば私の事件でいうと空気入れ1本なんですけど、ほかに証人がいたけども、その証人に関しては、実際お金貸してなかったから呼ばなかったみたいだと、何か一言あると余計なことで悩まなくて済むので、検察側の事実関係の証拠調べの内容を何か裁判官の方がつかんでいて、評議が始まったときに、それはこうですよというのが一言あったら、あえて血のついたはさみが見たいとは思わないし、

と思うんですけど。ちょっと言い方おかしいですか。

あらかじめスタートがもう、事実関係はもう十分わかって、証明十分になっているので、それ以上突っ込まないでくれみたいな話の進め方になっていくような気がしたんですね。私の事件の場合は、防犯カメラのビデオがあったものですから、それを数限りなく見て、口の動きまでみんなで議論しながらやったんですけど、その中で、これで言うと、要はやっぱり先ほどの話じゃないんですけど、ほんとの原因になったその人がどうなったのか、それがずっと残るんですね。じゃなかったら、そういう争いが起きなかったと思ったものですから、全員が。

じゃあ、検察官としてはどうだったのというのを、裁判官がそれをつかんでいたかどうか説明がなかったものですから、それは置いといてということで、ここに書かれている文字だけで進めていきましょうという基本的な進め方だったので、どうしても事実関係のところで、差し出がましいというか、そこまでの行為は越権行為になるかもしれないけれども、だけでもその人の量刑で5年にするのか10年にするのか、死刑にするのか、我々判断の一部分かもしれないですけど、主張するときに、ほんとにどうなのというのは、やっぱりちょっと説明が入ってくると、やっぱりこの人は証人として成り立ってないんだということがすんなりわかるんですけど、それは知らなくていいんだよみたいになっちゃうと。

終わった後に町内会でも話していたんですけど、だんだん主張しても決められた方向で行っちゃうんだよみたいなことの風潮が広まってくと、じゃあ、地方裁判所でこうなったけども、死刑になったけども、その上に行ったときにどうせもとに戻っちゃうんだよねみたいな、要するに裁判員に行ってもあんまり意味ないんじゃないみたいのが、知識が不足しているがために広がっちゃうと、みんな参加しろよといったところで、行っても意味ないじゃんみたいな、最近の選挙じゃないですけど、そういうことを言う人もいたものですから、気にはなっています。

(司会者)

先ほども出た話ですけども、要は、簡易宿泊所に被害者のほうが何度も押しか

けてきていて、出入り禁止になったりして、被告人との間でトラブルがあったという経緯があって、それは貸したお金を返してもらいたかったからですというような話だけ出てきて、その話がうそか本当かがわかるような証拠がなかったので、最後までそこがもやもやしたままだったと、そういうことですかね。

(6 番)

付け加えて言うと、警察側の調書の中にそこまで調べる必要ないということで調べていなかったという報告があったので、それ以上はやっていませんということでした。

(司会者)

なるほど、わかりました。

どうぞ3 番の方。

(3 番)

全然関係ないんですけど、ちょっと変だなと思ったのが、ずっと話をして終わって、評議とか終わった後に検討するときにビデオで見るとか、後で見返す仕組みというのはないですね。

(司会者)

ビデオでごらんになった方はいらっしゃるんじゃないですか。

(2 番)

我々のときはありました。

(3 番)

ありましたか。なるほど。

(4 番)

うちは見ていないですけど、一応見返すことはできますよというお話はありました。

(3 番)

私ずっと紙で10 ページぐらいずっと全部書いてあって、それを見返しながら議

論を行っていたので、そこがあったらいいというのは、テキストだったので、こうこうで言って、裁判官の人はこう言っていましたよねみたいな、私のメモではこうなんですけどというので、そこで議論が起こっちゃったりするときがあるので、そういうのは時間的にタイムロスなので。

(2 番)

録音したものが文字データになって見せてもらいました。

(司会者)

画像で言葉でしゃべっているテレビ画面のようなもので振り返るということは、必要なとき、評議ではやっていることなのではないかと思いますが、それが使われてはいなかったということですかね。

(3 番)

あるならばいいです。

(司会者)

わかりました。ほかに何かないですか。弁護士のほうから何かございますか。

(弁護士)

けっこうです。

(司会者)

よろしいですか。あと論告・弁論の話というのは、先ほど多分冒頭陳述のお話をお伺いしたときに、論告・弁論のことを踏まえた御意見等を言っていたように思うのですが、まとめの主張ですね。論告・弁論、ここには量刑分布というようなかたちでグラフを引用して論告をしていただいた、事件を担当していただいた方々もおられると思うんですけども、論告・弁論についてどうでしょうか。何か先ほどとは違った観点から、こういうことが気になっていたというようなお話がもしありましたら、お聞かせいただきたいんですが。

先ほど出ていたお話ですと、求刑がこのような年数であるというようなことについてもう少し、過去の例がこうであるからというだけじゃなくて、説明をしてほし

かったというような、そんなお話が出ていましたかね。

ほかに何か、論告・弁論、求刑というところでは。

(1 番)

私はほんとにすごくみんなで雑談するようにできて、先ほど何かそこには触れないでということで話ができなかったという方がいたんですけど、全然関係のないことも話し合いをさせていただいて、もう裁判長が、どんなことでも、全然関係ないことでもいいので、気になることがあればどんどん言ってくださいということをおっしゃっていただいて、それでだから、全然もうきっと、検察官のところに出てこないし、弁護人もそこは別に触れていないしというような、でも私たちが決める上では本当に必要になっていた部分とかを、どの分野でも触れないでくださいということもなく、どんなことでも結構ですと言っていただいて、関係ない、本当はこの人はどう思っていたんだろうとか、全然本当に関係ないようなことも結構話し合いをさせていただいて、納得がいった。

みんなで確かに最終的に刑を決めるときに、どっちもどうしていいかわからないような状態だったんですけど、そこに至るに当たっての関係ないことも全部話し合いをさせてもらって、裁判官とか裁判長の方とかも一緒になって話し合いに参加してくれて、関係ないけど、じゃあ話し合ってみましょうみたいな感じで話し合いをしてもらえて、じゃあ、何でもまず検察官や弁護人のいう年数が生まれるかというところの話し合いとかも全部やることができたんですね。

だから私たち結構5時に終わらなかつたりして、時間かかったりしたんですけど、みんながやっぱり一生懸命やりたかったし、納得のいくかたちじゃないと、最終的にやっぱりもやもやするところはきっとあるなということで、そういうのをなくしましょうということで話し合いをさせていただいて、量刑システムの分布を、全部見ましょうというような感じで。

私たちは、突発的な犯行で、交際関係にあつて、そして凶器は刃物というところで量刑システムをばんと出されても、ちょっとそこだけ見せられても、大体こんな

ものです、分布システムはこんなものですよと言われても、じゃあほかのものはどうなんですかという話になって、例えば全然関係ない、本当に全然関係ない量刑システム、すごくそこに結構時間をかけて見せてもらったりとかして、だからこれが求刑がなんだなということが、何か私たちの中ですごく納得しました。

そういうところが、みんなが最終的に納得いくかたちで量刑が出たんですけど、それはすごくいろんなことを話合わせてもらえたからだなと。みんながみんな、ほんとに裁判員を経験してよかったなと終わって、その量刑システムというところが、やっぱり最初は納得のいかなさはすごくあって、本当に6番さんとか皆さんがおっしゃっていたように、今までの犯罪からすると、こうだからこうですというのはやっぱり納得できないんですよ。

その中で、じゃあ例えば今までの刑の中で、その開きの差はどういうふうに考えていくかという小さいことから全部考えて、みんなでたどり着いた答えだったので、私たちは本当に量刑システムと日本の刑法のシステムに対してよくわからないところがあったんですけど、話し合いを裁判長とか裁判官の人たちが、ほんとに全然関係ないことまで話し合わせてくれたおかげで、すごく納得のいく、だからこうなんだというような、量刑システムというものも納得ができました。

(司会者)

どうでしょうか。ほかの方々も今のような論告・弁論、それから量刑の評議等、全般にわたって。

3番の方ですね。

(3番)

評議の内容はともかくとして、非常に考えたのは、一般的に量刑システムだけで出してしまえるのだったら、こういう検討する人々は要らない。システムに放り込んで出てくるのであれば、我々は何で検討するのかというのが一番重要だと思っています。この人はこれをやったからこの分だけ同じ分だけ罰すればということなのか、または、社会更生のための仕組み、それが終わった後戻ってくる、もう何かや

ったら、行ったきりさようならという状態ではない、そういうところの更生の仕組みを考えると、結構その量刑はものすごく重いし、難しいなというのは非常に感じた次第でした。

単にこの人はもう、ほんとそういう端的にやるのであれば多分システムに放り込めば何とでもなるので、いろんな項目でチェックを入れていって、いっぱいあるからこの人何年ですと、そういうことになるのかなと。

ただその一方で、検察官の方は当然有罪にとか、重くするというのを、重くしたいというわけじゃないと思うんですけど、それを立証しつつというところ、その一方で弁護人の方はそうではない、軽くしようじゃないですけど、そういったところのやりあいの中でのカードの出し合い。ゲーム的な言い方になっちゃいますけど、出し合いの中で、その中で判断、見せる見せないというのも含めてやっぱりあるので、それで勝った勝たないとかそういうのはあるのかなと思いつつながら、そういうところも含めて判断をしなきゃいけない、そのところは非常に難しいなと感じました。

特に今回に関しては全体的な時間において、検察官の方は、じゃあ割り当てられた時間は30分ですとか、1時間ですと。全体の時間において、その中で出して、弁護人の方は、またその限られた時間に出される。そうなるのかなり精査されたものが出て、厳しい中でやっぱり限られた情報で判断するというところ、エンドレスに全部出し切ったら、多分できるとは思うんですけど、じゃあ多分半年以内には終わると思いますと言われると、ちょっとこの拘束時間はすごくつらいので、限られた情報で判断するのはやむを得ないだろうと思っているので。

そんな中で、逆に、多分今後の裁判員の方もそうですし、裁判官の方もそうですけど、そのシステム化しないような、この方はこの量刑だよ、大体これが相場だよというので終わってしまうというのは、本当に人が要らない仕組みが実現できると思うんですけど、そこがいいのか悪いのかわからないですけど、人間味あふれるというんですか、そういう仕組みがやっぱり続いてくれるといいかなと。

特に社会更生して、その後戻った後どういうふうになっていくというか、その時間を一緒に考える、そういう仕組みになったら、多分、被告人が結果として社会に戻ってもいい仕組みというか、そんな仕組みであってほしいというのは個人的な感想です。何かいろいろ飛びまくっていますが、個人的な感想としては、そんなところで、非常にいろいろ悩まさせていただきました。

(司会者)

それぞれ皆様、非常に奥の深い、意義深い御意見を頂戴しているところですけども、そのほかどうでしょうか。これを言い忘れてしまったというようなことでも結構ですし、せっかくこの意見交換会に出てきていただいて、これを言おうと思っていたのにまだ言っていないという話題が、多分おありなのではないでしょうか。

どうぞ2番の方。

(2番)

量刑についてともう一つ感想ですが、量刑に関しては、僕は一番今回の経験の中で感じたのは、その人の自由を奪うということを自分の意見を考慮して決めてもらうということの重さを、今回裁判員を経験した後にすごく感じました。

たまたま今、憲法みたいなのを学ぶ機会があって、人はやっぱり自由であるべきだろうし、たまたま私のケースは悪意が出ているほどでもない事件だったものですから、そういう人も将来、必ずしも今恵まれた境遇にあるわけではないのですけれども、これからという年齢でもある人の自由を、1年でも2年でも、懲役6年という求刑があったんですけど、6年も奪うということの重さみたいなものも、今回ちょっと考えてました。

やっぱりさっきちょっとお話が出た、システムでとか、公平というかという部分の葛藤ってあると思ったんですね。やっぱりみんなばらばらであっていいのか、あるいは同じようなことをやったときに同じように、つまり同じにはできないんだと思うんですけど、そういうふうなものを目指さなきゃいけないんじゃないのとか、あとやっぱり市民感覚で、これってこんなものでいいのかっていう部分と、じゃあ、

市民感覚って、人の自由を奪ったことに対しても、どのぐらいの責任とか、罰ということに対しての重みですよ。罰金と違うので、罰金はお金を払えばいいっていうわけでもないでしょうけど、でも自由を奪われるほどの重さって、そんなにお金で買えないものだと思うんですね。

例えば、ハンセン病のニュースとかを見たりする中で、ああいう方たちの置かれた境遇が、自分は何もしていないのにと、ちょっと話が飛びますけど、そういう自由を奪われることの重さというのを、今回身にしみて感じました。

もうちょっと量刑を判断させる上で、我々裁判員は、お金で罰金だとイメージは湧きやすいんですけど、自由を奪われるということのつらさとかを、どうやって我々は理解しなければということが一つ課題なのかなと考えました。

あともう一つ言いたかったのは、これは本当に素晴らしいシステムだなと思ったんですけど、被告人の方が裁判中、我々が法廷に入るときには、手錠を外しておかれるという話を聞いて、それまでは手錠をされていらっしゃるんですね。我々が拘束されていることを見ることによって偏見を持たないでという配慮でそういうふうになっているんですと、裁判官の方から御説明いただいて、すごく大切なことだったなと思いました。

細かいことかもしれないんですけど、我々が細かいところからいろんな印象を受けてしまって、裁判官の皆さんみたいにトレーニングされているわけじゃないんですね。心証をコントロールするというのは難しいので、多分そういうことがあって、証拠もいろいろ制限されたりとかいろいろ工夫されていらっしゃる部分と、我々は何かそのイメージがきちんとそこで何が起こったのかというストーリーが頭の中できちんと描けないと、納得して裁判で判断できないということと、その葛藤がいっぱいあるんですね。でも、そういうことを考えるきっかけとして、そういう細かい部分ですけど、そういう配慮もされていらっしゃるので、素晴らしいシステムだなというふうに思いました。ちょっと感想として付け加えました。

(司会者)

ほか、どうでしょうか。4番の方。

(4番)

量刑のことは3番さんと2番さんと同じ思いなんですけども、どこに言ってもいいかわからないのでここだけ言わせていただきたいんですけど、私が担当した被告人の方は前科があり、何回か刑務所に入っていらっしゃる方で、その原因というのがお酒だった。今回もお酒があってというのがちょっと出てくるんですけども、ただ入れるというだけじゃなくて、そういうアルコールを断つとか、もう同じ過ちを犯さないシステムというのを確立していただきたいなという気持ちが、市民としてやっぱり、出てきてから同じことを繰り返される、繰り返さない方もいるんですけど、ただ入れるだけじゃなくて、何かちゃんと更生するシステムを入れていってほしいなという気持ちがすごくあって。

(司会者)

検察官の方から説明を、刑務所にただ入れているんじゃないかというところでは。

(4番)

ただ入れているわけじゃなくてというのではなくて。

(司会者)

アルコール依存からの解消のプログラム等も受けていたりしているかもしれないですけど、ただアルコールを飲みたい人が、社会で自由になったときにアルコールを断つというのは本当に難しいことで、プログラムを受けて学んだらできるかという、それはなかなか難しいことかもしれませんね。

(4番)

そうなるとやっぱり、量刑というのも逆にもっとわからなくなる。どれぐらい入れば更生するのかということとかもわからないので、また捕まっているよねとなれば増えてしまうし、心証的にはね。だから、もう本当に何年ぐらい入れたらいいのかとか全然わからない状態で、今まで判例を見て照らし合わせてしまう部分とかがありますし、刑務所でこういう更生をし、プログラム入れていますとか、全然わ

からないところであるので、私は本当にただ入ったときに、更生するべくそういうシステムがもっとしっかりしていたら、同じようなことを、幼女にいたずらしてしまう人とかも何回も繰り返している話をやっぱりニュースとかでしか聞いていないですけど、聞くと怖いという思いのほうが多いので、何かそういうところはしっかり伝えられるところで伝えていっていただけると、安心できるかなという思いがあります。

(司会者)

やっぱり更生をきちんとしてほしいという願いが、非常に。

(4 番)

罰よりも更生する期間としてというか。

(司会者)

強く思われるということですね。

(4 番)

そういう思いがあります。

(司会者)

5 番の方、御発言の機会がなかったかもしれないので、反省していますが。いかがでしょうか何か。

(5 番)

いえ、そんなことはないです。感想として被告人の親御さんも連日 9 日間傍聴に見えて、御両親で見えて、ずっとうつむきながら過ごしていらして、被害者参加制度ということで、被害者のお母様も実際検察官の後ろに座っていらしたんです。やっぱり両方の親御さんを見て、何となくいたたまれない気持ちに、市民感情としてどっちを見ても、人の親というのは、本当に最後まで子どものことを考えて過ごさんだなというようなことも、私自身も子どもがいますので、そんなことも考えたりいたしました。

やっぱり本当に裁判員制度というのは貴重な機会だと思いますので、繰り返しに

なりますけれども、何か本当にこういう機会を与えられたら断らずに参加してほしいと、私も本当に自分が体験してみてしみじみ思ったことでした。

(司会者)

ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。この点は言っておきたいという、発信しておきたいということがありましたら、どうぞ、それも言えずに御帰宅になったのでは、ちょっと来ていただいたかいがございませんので、どうでしょうか。何かこの点は。誰に対してでも。

(1 番)

誰に対してでもなら一つ。もうほんとにすごく裁判官ってかっこいい職業だなというのが最終的な、最終的なというかいろいろあるんですけど、会話術が、検察官と裁判官のやりとりは、私が今傍聴に行っているのは、そこでスカッとするその感じなんですけど、それがとにかく、そういうのって普通に生きてたら、裁判なんて見ることもなかったので、こういう人たちが世の中にいるんだと知れたことがちょっと私は感動的でした。

(司会者)

きっと検察官や弁護人の方に対しても、同じ時間を、裁判官と同じだけの時間を皆様が過ごしていただくことができれば、同じ感想をきっとお持ちになるんだろうと思いますけれど。

よろしいでしょうか。

(2 番)

僕もじゃあ一つだけ。僕は判決文を書くのに参加できたのは印象的でした。今まで何回も読んだことがあるんですけど、あんなに、皆さん苦勞して一言一句考えていらっしゃるんだなと。判例を読むと、裁判官は日本語が余り上手じゃないなとよく言われたりするんですけど、それは日本語が上手じゃないからじゃなくて、やっぱり色々な思いを盛り込んでしまうと、どうしても何となくわかりにくい文章になるんだなということを改めて実感しまして、僕はそういうところもとても伝えて

おきたいかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

3 番の方も、何かお持ちで遠慮されているようにお見受けしました。

(3 番)

何か評議中もそういう感じに見られてしまって、しまったなみたいな感じだったんですけど、この仕組みそのものは自分自身にとってはいい経験になったというところは大きかったです。やはりせっかくこういう仕組みをつくったのは、恐らく自分のやっている業務でもしかりですけど、なれてくるとどうしてもルーティン化してくるというのは事実で、大体こうやってなれてくると、これはこのぐらいだからこれで出しておけばいいかなみたいになってくるような気がするんです。そうじゃなかったらごめんなさい。でも、やっぱり人間はルーティン化してくるというのは事実なので、そのときにやっぱりそういう仕組みができているのは刺激になるのかなと。

ただ、その一方で、今までやっている経験値から専門性が強いので、ルーティン化してくるというのはどうしてもあるかなと。本来どうこうというところで結構議論させていただいたというのはすごく、違った意味で量刑ということの縛りというのをなくしたところからスタートしていったので、そういうやり方もありかなというところでした。

ほんとうにさっきも申し上げたかたちで、やはり素材だけ、検察官の方が素材だけ出してというような感じだと、昔の江戸時代の大岡裁きになってしまうので、これ見て判断したらこうですじゃなくて、いろんな視点で検察官から弁護人の方と議論して、いろんな見方、それを見て判断するという、それでかつ、皆さんさっきから強調しているのはやっぱり人の人生に影響するということで、大変かとは思いますが、頑張ってくださいというところですね。

(司会者)

それではありがとうございました。そのほかの方々からも貴重な御意見たくさん
いただいて、大変有意義な時間だったと思います。

以 上